

(議) 第2号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和2年3月19日

提出者

秋田市議会議員 川 口 雅 丈
外35名

秋田市議会議長 岩 谷 政 良 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（委員会の公開等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

委員会の会議は、公開する。

第20条第1項中「委員会は」の次に「、前条第1項の規定にかかわらず」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

委員会の会議を公開とするため、改正しようとするものである。